



2-6 国内旅行傷害保険のご案内

ねんりんピック岐阜2025 ご参加の皆様へ

東武トップツアーズがおすすめする 東京海上日動の国内旅行傷害保険

2024年10月1日
以降始期用

国内旅行中の事故によるケガ、賠償責任や手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約等をセットすることができます。

傷害（死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金）

旅行中の事故によるケガを補償します。

Ex) 観光中にケガ



携行品損害保険金（オプション）

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

Ex) カバンを盗まれた

※ 携行品の置き忘れ、紛失による損害（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）については保険金をお支払いできません。
※ 損害額は時価額または修繕費のいずれか低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨等は合計で5万円）が損害額の限度となります。ただし、ご契約の保険金額が10万円未満の場合、ご契約の保険金額がお支払の限度額となります。
※ 1回の事故ごとに免責金額（自己負担額）3,000円をお客様にご負担いただきます。

※ 旅行出発日10日前までお申し込みいただけます。
※ 航空機を利用する国内旅行の場合のみセットいただけます。
※ 宿泊施設に宿泊した場合のみ保険金のお支払い対象となります。

ポイント

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。

（空港でお申し込み手続きを行なわれる場合は、空港でのお申込み手続き完了時からご自宅にお戻りになるまでの補償となります。）

※ 保険の責任期間（補償期間）は保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時から末日の午後12時（24時）までとなりますが、保険期間内であっても住居（ご自宅）に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ 保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、裏面の「補償内容のご説明（お支払いする保険金の概要等）」をご確認下さい。

補償内容は以下の契約タイプからお選びください。保険の対象となる方が20名以上で、同一の保険期間でかつ、1つの保険証券等での契約の場合は、同一の保険料でも保険の対象となる方の数に応じて補償内容（保険金額）が異なります。また、本チラシに記載されている契約タイプ以外での契約をご希望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約金額と払い込みいただく保険料

保険期間 注：①内は旅行期間を示します		10/17～10/20	10/18～10/21	10/19～10/22	10/17～10/22
ご加入タイプ		LE①	LE②	LE③	MK
保険金額（二）契約金額 *1	死亡・後遺障害保険金額	500万円	500万円	500万円	1,000万円
	入院保険金日額	4,500円	4,500円	4,500円	7,000円
	手術保険金	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。			
	通院保険金日額	2,900円	2,900円	2,900円	4,550円
	賠償責任保険金額 免責金額（自己負担額）：0円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	3,000万円
	携行品損害保険金額 免責金額（自己負担額）：3,000円	5万円	5万円	5万円	10万円
	救援者費用等保険金額	10万円	10万円	10万円	20万円
航空機欠航・着陸地変更費用保険金*2		-	-	-	-
お支払いいただく保険料		500円	500円	500円	1,000円

※ 1保険証券によるご契約で、かつ、保険期間が各保険の対象となる方同一である契約の場合は、以下表の①②の条件が双方とも満たされる最大の割引率を適用致します。

①保険の対象となる方の数	20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
②団体最低保険料	9,500円	45,000円	212,500円	400,000円以上
保険料割引率	5%	10%	15%	20%

*1 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。

*2 航空機欠航・着陸地変更費用保険金がセットされた契約タイプは、旅行出発日10日前までお申し込みいただけます（例：出発日が4月11日の場合、4月1日までの契約が必要です。）。

【ご注意】①保険期間（保険のご契約期間）はご出発の日を含めて数えます。たとえば「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間は、「7日まで」となります。

②次のいずれかに該当する場合には、他の保険契約等*3と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。

a. 保険の対象となる方の年齢が保険始期日時時点で満15歳未満の場合 b. 保険の対象となる方の同意がない場合（保険契約者＝保険の対象となる方の場合を除きます。）

*3 「他の保険契約等」については、重要事項説明書等をご確認ください。

お問合せ先（取扱代理店）

東武トップツアーズ株式会社 岐阜支店

〒500-8842 岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル9階

TEL:050-9003-4876 FAX 058-263-5805

（引受保険会社）

東京海上日動火災保険株式会社

航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室

〒100-8107 東京都千代田区大手町1丁目5

ー1大手町ファーストスクエア WEST9階

令和6年9月作成
24T-001053

*2 保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。

【別紙の「ねんりんピック岐阜2025ご参加の皆様へ 東武トップツアーズからの国内旅行傷害保険のご案内」をご参照の上、ご記入ください。】

東武トップツアーズ(株) 岐阜支店

〒500-8842 岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル9階

年 月 日

FAX:058-263-5805 メール:nenrin-Gifu2025@tobutoptours.co.jp

TEL:050-9003-4876

ねんりんピック岐阜2025 国内旅行傷害保険 加入意思確認書

No.	旅行参加者氏名 漢字フルネームで ご記入ください。	年齢	性別	都道府県名	契約タイプ名 or おすすめプラン名	ご旅行者(被保険者) 同意署名欄(※1)
例	保険 太郎	30	男	岐阜	LE①	

★国内旅行中に従事する 職業・職務	あり	内容
★他の保険契約等※2 (同時に申込み契約を含みます)がありま すか?	あり	会社名 保険種類 保険金額※3 満期日

※1 被保険者5名以下の団体契約かつご加入者とご旅行者(被保険者)が異なるケースで、ご加入の死亡・後遺障害保険金額が他の保険契約(※2)と合算で1,000万円を超える場合は、上欄にご旅行者の同意を証する「署名」が必要です。なお、ご旅行者(被保険者)の年齢が保険期間の始期日時時点で満15歳未満の場合は、同意を行うことが出来ません。

※2 「他の保険契約等」とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、その契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

※3 傷害死亡・傷害後遺障害、入院(手術)、通院の内容についてご記入下さい。

(注)★が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご提出いただいた個人情報については、各種商品・サービスのご提供・ご案内をするために利用させていただきます。

ご加入タイプ	＜おすすめプラン＞	LE①	LE②	LE③	MK
保険期間	LE①	2025/10/17	～	2025/10/20	
	LE②	2025/10/18	～	2025/10/21	
	LE③	2025/10/19	～	2025/10/22	
	MK	2025/10/17	～	2025/10/22	
加入者	ねんりんピック岐阜2025 宿泊・輸送センター 阪本 佳津男				
被保険者 (保険の対象となる方)	参加者の中で加入を希望した方				

ねんりんピック岐阜2025【参加・宿泊・弁当・交通・手荷物・保険】申込書に必要事項をご記入の上お申し込みください。

※6名以上の団体契約については、別紙「ねんりんピック岐阜2025【参加・宿泊・弁当・交通・手荷物・保険】申込書」参加者名簿の⑩国内旅行傷害保険ご加入タイプ名を記入した者を被保険者とします。(被保険者が当該契約に同意する場合の署名は不要です)

＜お問い合わせ先・取扱代理店＞ 東武トップツアーズ(株)岐阜支店 〒500-8842 岐阜市金町6-6 ニッセイ岐阜ビル9階 TEL:050-9003-4876 FAX 058-263-5805	＜引受保険会社＞ 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室 〒100-8107東京都千代田区大手町1丁目5-1 大手町ファーストスクエアWEST9階
--	--

令和6年8月作成 24T-001032

【国内旅行傷害保険に関する事項】

東京海上日動火災保険株式会社 宛

普通保険約款、国内旅行傷害保険約款およびその他の特約が適用されることを承認し、全ての記載事項が事実と相違ないことを確認の上、保険契約の加入を依頼します。なお、死亡保険金受取人は法定相続人となります。事故発生の際に保険契約等および保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。重要事項説明書および個人情報の取扱いについても同意し、加入依頼書および重要事項説明書により契約内容が意向に沿ったものであることを確認の上、本契約の加入を依頼します。

この国内旅行傷害保険は、 ねんりんピック岐阜2025 宿泊・輸送センター 阪本 佳津男

を加入者とした明細付団体契約です。保険契約者を東武トップツアーズ株式会社とした包括契約で、保険契約の解約権や保険期間延長等の契約内容変更請求権は原則として保険契約者である東武トップツアーズ株式会社が有しますが、保険契約者はご加入いただきました加入者より、解約、契約内容変更のお申出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をさせていただきます。尚、保険契約証は加入者へのみ、保険料領収証は保険契約者のみに発行され、各お客様(保険の対象となる方)には発行されませんので、予めご了承ください。

契約に関するご注意

この保険は東武トップツアーズを保険契約者とし旅行参加者を被保険者(保険の対象となる方)とする国内旅行傷害保険包括契約です。契約内容変更に関する請求権、解約請求権利などは原則として東武トップツアーズが有します。

被保険者数5名以下の団体契約に関するご注意

被保険者数5名以下の団体契約で保険始期日時時点で満15歳以上となる被保険者について、他の保険契約等(表面・※1)と合算で1,000万円超の死亡・後遺障害保険金額のお引受けを行う場合には表面「ご旅行者(被保険者)同意署名欄」に被保険者ご本人の署名が必要になります。
※保険始期日時時点で満15歳未満の被保険者の方については、同意(署名)の有無に関わらず他の保険契約等(表面・※1)と合算で死亡・後遺障害保険金額が1,000万円超となるお引受けはできません。
詳細は代理店までお問い合わせ下さい。

1保険契約によるご契約で、かつ、保険期間が各被保険者(保険の対象となる方)同一である契約の場合は、以下の表①②の条件が双方とも満たされる最大の割引割を適用致します。

①被保険者数	20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
②団体最低保険料	9,500円	45,000円	212,500円	400,000円以上
割引率	5%	10%	15%	20%



国内旅行傷害保険にご加入いただく皆様へ

国内旅行傷害保険 重要事項説明書

本説明書は「国内旅行傷害保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご契約者^{※1}と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明ください。

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

※ご契約・ご加入方法によってはお選びいただけない特約等があります。

※本説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご参照ください。

※ご契約のしおりの内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。

[マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項



本説明書で用いる用語の解説

ご契約者

保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

特約

普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。

解約

ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より解約に必要な手続きをとっていただきます。

解除

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

I

契約締結前におけるご確認事項

1

国内旅行傷害保険の仕組み

契約概要

国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

※国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)

基本となる補償およびその他の主な特約は以下のとおりです。

基本となる補償		その他の主な特約(オプション)				
ケガに関する補償		賠償責任危険担保特約	携行品損害担保特約	救援者費用等担保特約	遭難捜索費用担保特約	航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約
死亡保険金	入院保険金	特別危険担保特約(国内旅行用)	事業主費用担保特約	法人契約特約	企業等の災害補償規定等特約	
後遺障害保険金	手術保険金					
	通院保険金					
		+				
		国内旅行傷害保険特約 自動セット	戦争危険等免責に関する一部修正特約 自動セット	賠償事故解決に関する特約 ^{※2} 自動セット		

※2 賠償責任危険担保特約がセットされている場合に自動セットされます。

※1 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

基本となる補償および保険金額等の引受条件等

① 基本となる補償

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「国内旅行傷害保険 ご契約のしおり」をご参照ください。

※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

※ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分）
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じたケガ ・脳疾患・疾病・心神喪失を原因とするケガ ・妊娠・出産・早産・流産を原因とするケガ ・地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ^{*3} ・核燃料物質の有害な特性等によるケガ ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ^{*4} ・むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
入院保険金	医師等の治療を必要とし、入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*5} または先進医療^{*6}に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。^{*7}	
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等^{*8}を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。	- 等 *3 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保険金のお支払対象となります。 *4 特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります（インターネットでお手続きの場合は代理店または弊社までご連絡ください。）。

*5 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*6 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

*7 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術^{*5}を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみをお支払いします。

*8 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

② 主な特約の概要

賠償責任危険担保特約	国内旅行中の偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 ▶ 損害賠償金の額をお支払いします。 ※ 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※ 弊社の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
携行品損害担保特約	国内旅行中に携行品（カメラ、カバン、衣類等）が盗難・破損等により損害を受けた場合 ▶ 損害額－免責金額（自己負担額：1回の事故について、3,000円）をお支払いします。 ※ 携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。損害額は、損害が生じた携行品の時価額とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額のいずれか低い方とします。携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等、通貨等については合計5万円）を限度とします。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続き等に必要の費用に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 携行品の置き忘れ、紛失による損害（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）については保険金をお支払いできません。

※ 特約の詳細および本説明書に記載のない特約については「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」等をご参照ください。

③ 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*9}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください。^{*10}

^{*9} 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

^{*10} 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④ 保険金額等の引受条件

- 各保険金額・日額とも引受けの限度額があります。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。特に保険の対象となる方が始期日時時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する保険の対象となる方の同意がない場合にはご注意ください。
- 実際にお客様がご加入される保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間：旅行期間にあわせて、最長1か月までの間で設定してください。
 - この保険では、旅行期間とは国内旅行のために住居を出発してから住居に戻るまでをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 - 交通機関が遅延、欠航または運休した場合、保険の対象となる方が医師等の治療を受けられた場合等には、一定の期間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
 - 実際にお客様がご加入される保険期間については、申込書等をご確認ください。
- 補償の開始時期：保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時^{*11}
- 補償の終了時期：保険期間（保険のご契約期間）の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

^{*11} 保険期間が始まった後であっても、ご契約の代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

3

保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は保険金額、保険期間、旅行中に行う運動等により決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、申込書等をご確認ください。

② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む「一時払」となります。なお、包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険料の払込方法等が一般のご契約とは異なりますので、詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。

③ 保険料の払込猶予期間



- 保険料は特定の特約をセットした場合を除き、ご加入またはご加入内容の変更と同時に払い込みください。ただし、インターネットでお申込み手続きを行われるご契約については、クレジットカードでの払い込みが必要となることがあります。
- この保険には保険料の払込猶予期間はありません。

4

満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II

契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務



申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

★：告知事項

- 旅行行程中にお仕事に従事する場合には、その内容
- 他の保険契約等^{*1}を締結されている場合には、その内容（同時に申込むご契約を含みます。）

^{*1} この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができないことがあります。

2

クーリングオフ（クーリングオフ説明書）



国内旅行傷害保険は、保険期間が1年を超える契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。

3

死亡保険金受取人



- 死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください。同意のないままにご加入された場合、保険契約は無効となります。
- 企業等がご契約者^{*2}および死亡保険金受取人となり、従業員等を保険の対象となる方とするご契約については、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

^{*2} 包括契約に関する特約をセットされた場合、本説明書においては「加入者」と読み替えます。

III

契約締結後におけるご注意事項

1

ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2

解約される時



ご加入いただく保険を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社にご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 包括契約に関する特約をセットした契約については、ご加入者よりご契約者へご連絡いただき、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。
- 契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご契約はぜひ継続されることをご検討ください。

3

保険の対象となる方からのお申出による解約



保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とすることをご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかったときには、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社がご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/)をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れ

い金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%※1まで補償されます。

※1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
- クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

6 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署への届出等が必要となります。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - 交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - 住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
 - 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、保険の対象となる方以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等
 - 領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいないう場合は、保険の対象となる方の配偶者※2または3親等以内のご親族※3（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

※2 法律上の配偶者に限ります。

※3 法律上の親族に限ります。

ご契約内容確認事項(意向把握・確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

- ① 本保険商品は、国内旅行中のケガ等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。
- ② パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。
- ③ ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または弊社までお申し出ください。

- 保険金をお支払いする主な場合*
- 保険期間(保険のご契約期間。最長1か月までの間で旅行期間に合わせて設定してください。)*
- 保険金額(ご契約金額)*
- 保険料*

- ④ 申込書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書等の訂正が必要となりますので、代理店または弊社までお申し出ください。

- 申込書等の「他の保険契約等の有無」欄は正しく告知いただいていますか？
- 「航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約」をセットされる場合のみ」ご確認ください。
- 航空機をご利用される旅行ですか？
- 「旅行中に下記の運動等を行う場合のみ」ご確認ください。

- 下記の運動等を行うことについて、代理店または弊社にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行っている間の事故は、保険金のお支払対象外となります(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。)

- 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)
- リュージュ、ボブスレー、スケルトン
- 航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
- その他これらに類する危険な運動

- ⑤ 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませましたか？

お客様にとって不利益となる情報や、「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」等が記載されているので必ずご確認ください。

*詳細については重要事項説明書、パンフレット等をご確認ください。また、実際のお客様のご契約内容については申込書等をご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

 **0120-650-350**

受付時間: 平 日 午前9時～午後6時

土日祝 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808**

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平 日 午前9時15分～午後5時

(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)



通話料
有料